

姫 監 公 表 第 1 3 号

令和 6 年 1 1 月 2 0 日

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	常 盤 真 功
同	石 見 和 之

令和 6 年度 監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により標記監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 政策局定期監査結果報告書
- 2 監査事務局定期監査結果報告書
- 3 公平委員会事務局定期監査結果報告書
- 4 農業委員会事務局定期監査結果報告書

令和6年度 農業委員会事務局定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

(2) 監査の対象

農業委員会事務局

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定する。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和6年9月3日から同年9月4日まで

2 監査の結果

監査の結果、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に執行されているものと認めた。

3 意見

令和7年3月末までに地域計画を策定するためその前段階である目標地図素案作成について令和5年、6年の2か年での実施を計画し、まず「令和5年度目標地図素案作成業務委託」（契約始期令和5年8月16日、終期令和6年3月25日）を外注していた。しかし、事務局の仕様書や業者への指示が不十分であり、委託業者の事務的なミスも発生するなど、進捗に遅れをきたし、契約期間内での業務完了が見込めない状況となった。そのような中、農林水産省が管理する農業委員会サポートシステムの運用が開始され、それを活用することで事務の内製化が可能になったことから、令和6年3月15日に業務委託契約を変更し、事務局

直営での実施に方向転換している。令和6年度においても、同様に直営業務としたことから、外注予定で予算化していた委託料4千200万円が未執行となっている。

地域計画の策定については、どの地方公共団体においても初めての業務であり想定していない事象が発生することを考慮しても、大幅な契約変更は、委託業者や業務の進捗、予算管理に与える影響が大きいため、外注による委託発注においては、十分な準備や仕様書の精査を徹底し、効率的な業務実施に努めてもらいたい。

また、本業務での目標地図素案をもとに策定する地域計画についても、結果的に当初の事業計画や業務管理が不十分なため当事業の進捗に遅れをきたしている。地域計画の策定が条件とされている国庫補助事業があり、今後さらに当該補助対象事業が拡大されることが見込まれるため、姫路市の農政事業に支障がでることがないように早急に策定準備作業を進められたい。